

【湘南電設業協同組合】

工作物石綿事前調査者講習Aコース申込書

10月分

会員番号						
開講日	7	年	10	月	28	日

※印欄は記入しないこと

※ 受講No.	フリガナ 氏 名	生年月日 (西暦)	(〒番号は必ず記入して下さい) 現 住 所	受講資格
		年 月 日	〒 -	1

請求情報

内容	単価
工作物石綿事前調査者講習Aコース受講料	48,000

支払情報

振込先銀行・支店名 どちらかに	<input checked="" type="checkbox"/>
横浜銀行平塚支店 普通 6281714	
組合 持参	
振込名が違う場合の名称	
支払予定日	
	年 月 日

協会記入欄

※ 申込番号	
-----------	--

振込手数料は貴社で
ご負担をお願いします。

合計金額(消費税込み)

ご注意；2017年4月1日より「安衛法」改正により本籍地の記入が不要になりました。ただし「本人確認」が可能な証明書等（詳細下記参照）を提示して頂きます。

本人確認可能な証明書等とは次のものとなります。①国の法律に定められた免許証（自動車運転免許証、衛生管理者免許証等）②住民基本台帳（住基カード）・マイナンバーカード・住民票・戸籍抄本（謄本）③健康保険被保険者証（健康保険証）④パスポート（旅券）⑤学生証・卒業証明書⑥外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書⑦2016年2月1日以降に交付された当協会発行技能講習修了証⑧ 同 再交付技能講習修了証。

受講資格(注:受講資格の修了証コピーを添付して下さい)	会 社 名
1.労働安全衛生法別表第十八第二十三号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者	所 在 地 〒 -

西暦 年 月 日

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会 殿

担当者所属・氏名

T E L ()

メールアドレス

ご記入いただきました個人情報は講習会のみ使用させていただきます。

【湘南電設業協同組合】

工作物石綿事前調査者講習
Bコース申込書

10月分

会員番号						
開講日	7	年	10	月	28	日

※印欄は記入しないこと

※ 受講No.	フリガナ 氏名	生年月日 (西暦)	(〒番号は必ず記入して下さい) 現住所	受講資格 (番号記入)	従事期間(西暦)
		年	〒 -		年 月 日
		月 日			年 月 日

請求情報

内容	単価
工作物石綿事前調査者講習Bコース受講料	50,000

支払情報

振込先銀行・支店名 どちらかに	<input checked="" type="checkbox"/>
横浜銀行平塚支店 普通 6281714	
組合 持参	
振込名が違う場合の名称	
支払予定日	年 月 日

協会記入欄

※ 申込番号		合計金額(消費税込み)	
		振込手数料は貴社で ご負担をお願いします。	

ご注意；2017年4月1日より「安衛法」改正により本籍地の記入が不要になりました。ただし「本人確認」が可能な証明書等（詳細下記参照）を提示して頂きます。

本人確認可能な証明書等とは次のものとなります。①国の法律に定められた免許証(自動車運転免許証、衛生管理者免許証等)②住民基本台帳(住基カード)・マイナンバーカード・住民票・戸籍抄本(謄本)③健康保険被保険者証(健康保険証)④パスポート(旅券)⑤学生証・卒業証明書⑥外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書⑦2016年2月1日以降に交付された当協会発行技能講習修了証⑧ 同 再交付技能講習修了証。

※。該当する受講資格番号の記入と書類の提出が必要となります。

★受講資格、従事期間を必ずご記入の上、社印又は事業者職印を押印してください。

※「代表者の役職名と氏名」は、各事業場の代表者(社長・工場長・支店長等)を記載願います。なお、個人印では事業者証明として受け取れませんのでご注意ください。

ご記入いただきました個人情報は講習会のみ使用させていただきます。

西暦 年 月 日

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会 殿

会社名 _____

所在地 〒 _____

代表者役職名・氏名 _____

担当者所属・氏名 _____

T E L () _____

メールアドレス _____



工作物石綿事前調査者講習 Bコース 受講資格

工作物石綿事前調査者講習は受講資格があります。

下記、1～12のいずれかを満たされていない場合は講習を受けることができません。

1	労働安全衛生法別表第十八第二十三号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者 (Aコースの受講も可能)
2	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して二年以上の実務の経験を有する者
3	学校教育法による短期大学(修業年限が三年であるものに限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。4において同じ。)、工作物に関して三年以上の実務の経験を有する者
4	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して四年以上の実務の経験を有する者(3に該当する者を除く。)
5	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して七年以上の実務の経験を有する者
6	工作物に関して十一年以上の実務の経験を有する者
7	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第八号)による改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、工作物石綿事前調査に関して五年以上の実務の経験を有する者
8	建築行政に関して二年以上の実務の経験を有する者
9	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して二年以上の実務の経験を有する者
10	労働安全衛生法第九十三条第一項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
11	労働基準監督官として二年以上その職務に従事した経験を有する者
12	⑫ ②から⑪までのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者 同等以上の知識及び経験を有する者とは、作業環境測定士であつて五年以上の実務の経験を有する者

○申込書に資格証明書類を添付して申込みください。

1 申込書に受講者・会社情報と該当する受講資格番号、従事期間を記入の上、社印又は事業者職印を押印

※申込書の「代表者の役職名と氏名」は、各事業場の代表者(社長・工場長・支店長等)を記載願います。

なお、個人印では事業者証明として受け取れませんのでご注意ください。

※「2」から「6」に規定する「工作物に関して」の「実務の経験」とは、工作物に関わる設計・製造・工事・工事監理などの業務の経験を言い、工作物の解体工事又は改修工事の実務に関する経験が含まれます。

2 申込書に該当する受講資格書類を添付して提出

※受講資格「1」「7」の方は、修了証のコピーの添付が必要

※受講資格「2」から「5」の方は、学校の卒業証書(コピー)又は卒業証明書(原本)の添付が必要

【工作物石綿事前調査者講習の概要】

1 工作物とは？

「工作物」とは、建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等があります。

なお、建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物ですが、昇降路の壁面は建築物です。

※ 令和2年10月28日付け基発1028第1号「石綿障害予防規則の解説について」より引用

2 事前調査とは？

事業者は、建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体又は改修（封じ込め又は囲い込みを含む。）の作業（以下「解体等の作業」という。）を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶（それぞれ解体等の作業に係る部分に限る。）について、石綿等の使用の有無を調査（以下「事前調査」という。）しなければなりません（石綿則第3条）。

3 事前調査には資格が必要です

令和8年1月1日以降着工の工事から、工作物の解体等の作業を行うときは、資格者による事前調査を行う必要があります。

（令和8年1月1日以前着工の工事についても、資格者による事前調査を行うことが望ましいです。）

各対象工作物に対し、事前調査を実施することができる者は下表のとおりです。

<対象工作物及び事前調査の資格>

区 分	対象工作物	事前調査の資格（下記のいずれか）
<p>特定工作物 石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第278号、一部改正令和5年厚生労働省告示第89号）</p>	<p>① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。） ⑤ 焼却設備 ⑥ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。） ⑦ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。） ⑧ 変電設備 ⑨ 配電設備 ⑩ 送電設備（ケーブルを含む。）</p>	<p>工作物石綿事前調査者</p>
	<p>⑪ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。） ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）</p>	<p>・ 工作物石綿事前調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者</p>
<p>特定工作物以外の工作物</p>	<p>上記（①～ ）以外の工作物 （※）塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。</p>	

4 工作物石綿事前調査者の資格を取得するには？

工作物石綿事前調査者の資格を取得するには、工作物石綿事前調査者講習を受講し、修了する必要があります。

令和8年(2026年)1月1日以降着工の工事から、 一部の工作物の石綿事前調査には **資格取得が必要**になります!

対象工事を行う方は、
工作物石綿事前調査者講習を受講して、
資格の取得をお願いします。

こんな工事も
有資格者による調査の
対象になります!

- プラント等の配管のメンテナンス工事
- 電気設備(発電設備・配電設備・変電設備・送電設備)の改修工事
- ボイラー・圧力容器の部品交換工事 など

※詳細は裏面をご確認ください。



既に建築物石綿含有建材調査者の資格を取得している方でも、
新たに工作物石綿事前調査者の資格取得が必要になる場合があります。
詳細は裏面をご覧ください。

例えば、以下のような工作物が対象となります。



ボイラー



圧力容器



プラント配管



貯蔵設備



発電設備



変電設備



配電設備



送電設備

有資格者による調査をせず工事を行うことは**法令違反**です!
また、石綿が飛散し発注者、作業従事者、周辺住民の方に健康被害が発生するおそれがあります。



事前調査に資格が必要な工作物は以下のとおりです*

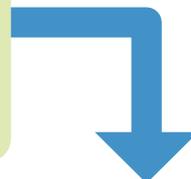
いますぐご確認ください

※アスベストの使用が禁止された後に設置の工事に着手した工作物など、資格が不要なケースもあります。

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 反応槽 | <input type="checkbox"/> 貯蔵設備 ^{※2} |
| <input type="checkbox"/> 加熱炉 | <input type="checkbox"/> 発電設備 ^{※3} |
| <input type="checkbox"/> ボイラー及び圧力容器 | <input type="checkbox"/> 変電設備 |
| <input type="checkbox"/> 配管設備 ^{※1} | <input type="checkbox"/> 配電設備 |
| <input type="checkbox"/> 焼却設備 | <input type="checkbox"/> 送電設備 ^{※4} |

いいえ



はい



既存の下記工作物の工事を行いますか？

- 煙突^{※5}
- トンネルの天井板
- プラットホームの上家
- 遮音壁
- 軽量盛土保護パネル
- 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- 観光用エレベーターの昇降路の囲い^{※6}
- その他の工作物で塗料の剥離、モルタル、コンクリート補修剤（シーリング材、パテ、接着剤等）の除去等の作業

はい



いいえ



工作物石綿事前
調査者資格が
必要



建築物石綿含有建材調査者の資格をもっている、別途、工作物石綿事前調査者の資格を取得する必要があります。

・工作物石綿事前調査者
・一般 / 特定建築物石綿含有建材調査者
・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
のいずれかの資格が必要

工作物石綿事前
調査者資格は
不要

上記工作物のほか、建築物の事前調査を行う場合は、建築物石綿含有建材調査者の資格が必要です。

※1 建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。
 ※2 穀物を貯蔵するための設備を除く。
 ※3 太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。
 ※4 ケーブルを含む。
 ※5 建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。
 ※6 建築物であるものを除く。

工作物石綿事前調査者講習、建築物石綿含有建材調査者講習は、**登録講習機関で受講できます！**

各地の登録講習機関の情報は、石綿総合情報ポータルサイトよりご覧ください。



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>

工作物石綿事前調査者講習カリキュラム科目・時間

(1) 学科講習

- ・工作物石綿事前調査に関する基礎知識1【1H】
- ・工作物石綿事前調査に関する基礎知識2【1H】
- ・石綿使用に係る工作物図面調査【4H】
- ・現場調査の実際と留意点【4H】
- ・工作物石綿事前調査報告書の作成【1H】

(2) 修了考査

- ・筆記試験【1.5H】

Aコースお申し込みの方は、講習科目「【1H】工作物石綿事前調査に関する基礎知識1」の受講が免除されます。ただし、「【1H】工作物石綿事前調査に関する基礎知識1」も修了考査の出題範囲となりますのでご了承ください。

なお、受講資格①の方であっても講習科目「【1H】工作物石綿事前調査に関する基礎知識1」を含めたBコースを受講することは可能です。